

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(人事課)

一

告 示

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出

(二件)

(同)

一

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

二

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の残存許容限度

(同)

二

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(防災砂防課)

三

○土砂災害警戒区域の指定

(同)

四

監 査 委 員

○定期監査結果に対する措置の公表

四

規 則

病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十六号

病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

病院事業条例の一部を改正する条例(平成二十二年宮城県条例第四号)の施行期日は、平成二十二年六月一日とする。

告 示

○宮城県告示第五百八十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	施設障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二六〇〇一九九	発達支援ランドあいの森 宮城県利府町菅谷字西天神百二十五・五	児童デイサービス	特定非営利活動法人さわおとの森	平成二十二年五月一日
〇四一〇七〇〇二〇七	AndyYouなとり 名取市高館吉田字下鹿野東三	児童デイサービス	一般社団法人悠優会	平成二十二年五月一日

○宮城県告示第五百八十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
〇四二二二〇〇〇五七	柴田町	柴田郡柴田町船岡南二丁目・十三・三十五	柴田郡柴田町大字富沢字青木町六・二	平成二十二年四月一日

○宮城県告示第五百八十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五二〇〇三八七	設置者名	アースサポート株式会社					
事業所の名称及び所在地	変更前 アースサポート株式会社 仙台青葉在宅サービスタウンター 仙台市青葉区旭ヶ丘二丁目二十九番一号	変更後 アースサポート仙台青葉 仙台市青葉区旭ヶ丘二丁目二十九番一号	変更前 アースサポート株式会社 仙台太白在宅サービスタウンター 仙台市太白区向山四丁目十九番十号	変更後 アースサポート仙台 仙台市太白区向山四丁目十九番十号	変更前 アースサポート株式会社 仙台泉在宅サービセンタ 仙台市泉区七北田字古内百三十番地	変更後 アースサポート仙台泉 仙台市泉区七北田字古内百三十番地	変更年月日	平成二十二年四月三十日

○宮城県告示第五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宮城県登米市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第五百八十四号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十二年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐の残存許容限度を次のとおり公表する。
平成二十二年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類 同一の単位とされる 保安林の種類 皆伐面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

本吉地区

四〇六・三四

北上川下流

三九四・五〇

石巻地区

三一三・〇五

迫川地区

九八八・二二

江合川上流

七一三・五二

鳴瀬川上流

一、三三五・六七

江合川下流

〇・八四

鳴瀬川下流

一六一・六二

黒川地区

一、三七五・〇八

仙台地区

一、四七七・七四

白石地区

二五・七二

本吉地区

八・一八

北上川下流

二〇・五四

石巻地区

七八・九九

迫川地区

一五五・五〇

江合川上流

土砂流出防備保安林

防風保安林

鳴瀬川上流 二五四・三〇

江合川下流 一三〇・〇〇

鳴瀬川下流 三九・九八

黒川地区 五八・六二

仙台地区 二二五・五四

白石地区 〇・〇六

蔵王町 〇・三三

川崎町 二七・九八

仙台市 二〇・〇八

石巻市 一〇・一四

気仙沼市 二四・二二

白石市 三三・三〇

角田市 二〇・〇八

登米市 一〇・一四

栗原市 一・四八

東松島市 四・三六

大崎市 五七・五四

七ヶ宿町 五・一四

柴田町 〇・九八

丸森町 二・七二

大和町 三・六〇

大郷町 〇・三〇

加美町 六・七二

女川町 一六・三〇

南三陸町 〇・七六

石巻市 一九・一六

気仙沼市 二・五二

東松島市 〇・四二

女川町 〇・八八

南三陸町 〇・九四

宮城北部地区 一三・七一

千害防備保安林

鳴瀬川上流 二五四・三〇

江合川下流 一三〇・〇〇

鳴瀬川下流 三九・九八

黒川地区 五八・六二

仙台地区 二二五・五四

白石地区 〇・〇六

蔵王町 〇・三三

川崎町 二七・九八

仙台市 二〇・〇八

石巻市 一〇・一四

気仙沼市 二四・二二

白石市 三三・三〇

角田市 二〇・〇八

登米市 一〇・一四

栗原市 一・四八

東松島市 四・三六

大崎市 五七・五四

七ヶ宿町 五・一四

柴田町 〇・九八

丸森町 二・七二

大和町 三・六〇

大郷町 〇・三〇

加美町 六・七二

女川町 一六・三〇

南三陸町 〇・七六

石巻市 一九・一六

気仙沼市 二・五二

東松島市 〇・四二

女川町 〇・八八

南三陸町 〇・九四

宮城北部地区 一三・七一

区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
西天王寺沢	大崎市岩出山上野貝(次の図のとおり)	宮城県土木部防
猪の倉沢	大崎市鳴子温泉鬼首(次の図のとおり)	宮城県土木部防
猪の倉沢	大崎市鳴子温泉鬼首(次の図のとおり)	宮城県土木部防
三平沢	大崎市鳴子温泉鬼首(次の図のとおり)	宮城県土木部防
山際	大崎市岩出山下野貝(次の図のとおり)	宮城県土木部防
山野町の2	大崎市鹿島台船越(次の図のとおり)	宮城県土木部防
西要害	大崎市鹿島台平渡(次の図のとおり)	宮城県土木部防
針生	大崎市岩出山上野貝、同市岩出山下野目(次の図のとおり)	宮城県土木部防
落合	大崎市古川雨生沢(次の図のとおり)	宮城県土木部防
諏訪	大崎市田尻沼木(次の図のとおり)	宮城県土木部防
岩入	大崎市鳴子温泉鬼首(次の図のとおり)	宮城県土木部防
川畑沢	遠田郡涌谷町猪岡短台(次の図のとおり)	宮城県土木部防
産飯小屋沢	遠田郡涌谷町籠岳(次の図のとおり)	宮城県土木部防

宮城南部地区

〇宮城県告示第五百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六條第一項及び第八條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十二年六月一日

宮城県知事 村井嘉浩

太田沢	土石流	遠田郡涌谷町麓岳（次の図のとおり）
西沢	土石流	遠田郡涌谷町太田（次の図のとおり）
沢田	土石流	遠田郡涌谷町太田（次の図のとおり）
柳沢3	土石流	遠田郡涌谷町小里（次の図のとおり）
清水田1	土石流	遠田郡涌谷町小里（次の図のとおり）
清水田2	土石流	遠田郡涌谷町小里（次の図のとおり）
大平の沢	土石流	遠田郡涌谷町小里（次の図のとおり）
小里沢2	土石流	遠田郡涌谷町小里（次の図のとおり）
笠石沢1	土石流	遠田郡涌谷町猪岡短台（次の図のとおり）
笠石沢2	土石流	遠田郡涌谷町猪岡短台（次の図のとおり）
笠石沢2	土石流	遠田郡涌谷町猪岡短台（次の図のとおり）
平沢	土石流	遠田郡涌谷町猪岡短台（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十一年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十二年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		
下一票沢	大崎市岩出山下一票次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所

三平沢	土石流	大崎市鳴子温泉鬼首次の図のとおり
西銭神	急傾斜地の崩壊	大崎市鹿島台平渡（次の図のとおり）
金山の沢	土石流	遠田郡涌谷町小塚（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

監査委員

○宮城県監査委員告示第3号

地方自治法 昭和22年法律第67号 第198条第9項の規定により報告した定期監査結果等について 宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成22年6月1日

- 1 監査委員の報告日
平成22年3月26日
宮城県監査委員 内 海 太
- 2 通知のあった日
宮城県知事 平成22年5月13日
宮城県監査委員 佐々木 敏 克
- 3 監査委員の報告内容及び措置の内容
(1) 気仙沼県税事務所
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

4 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

（内容）

・H20年度収入未済額

現年度分 97,824,093円

過年度分	165,872,646円
合 計	263,696,739円
・H19年度収入未済額	
現年度分	88,593,568円
過年度分	146,420,056円
合 計	235,013,624円

□ 措置の内容

収入未済額の大部分（約87%）を占める個人県民税と自動車税の滞納縮減に力を入れた。
個人県民税については、住民税徴収確保対策会議を開催し、管内市町との連携を密にしながら、地方税法第48条による直接徴収や共同催告・共同徴収、県税還付金差押え等の支援も実施した。
自動車税については、財産調査を迅速に行い、資力があり納付に至らない者は、差押えを重点とした手法で自動車・預貯金・給与・電話加入権の差押えを積極的に行った。
税収確保と収入未済額縮減のため、平成21年度の差押処理件数を300件と設定し、304件の差押えを実施した。